

ICT機器の活用に関する留意事項について

令和2年度に文部科学省の提唱するGIGAスクール構想に則り、多摩市においてもICT機器の整備を行いました。電磁波等の健康被害を心配する市民の声も届いています。

教育委員会としても児童・生徒の健康を守りながらICT機器を活用するといった視点は大切なものとして、以下の内容に留意しながら学校におけるICT活用を進めていきます。

教育委員会の対応

1	各種健診や児童・生徒及び保護者との面談等の中で、電磁波過敏症及びこれに類する不調等の訴えがあった場合には、学校において丁寧に聞き取りを行い、教育委員会と学校が連携して児童・生徒の対応について検討します。
2	学校において、不定愁訴の症状等が生じたり、ICT機器の使用等に起因して体調の不調等が生じたりした場合には、当該児童・生徒が利用する教室のWi-Fi機器について使わない時間には電源を切ったり、保健室などアクセスポイントのない部屋で休ませたりなどの対応をします。
3	ICT機器の使用状況や目の疲れなど体の不調に関するアンケートを児童・生徒と対象として年間2回程度実施します。 実施の際には、教育委員会からアンケート用のファイルを作成し各学校に送付し、Google Workspace（旧称G Suite）を活用して実施します
4	ICT機器使用と健康に関して児童・生徒や保護者と情報共有に学校と教育委員会は努めます。教育委員会でも令和3年度にICTに関する健康セミナーの開催を8回程度計画するほか、広報等を通じて周知していきます。
5	学校において健康に留意した適切な使用方法について、使用ルールの周知のほか、日常の教育活動の中で児童・生徒が身に付けられるよう指導します。